

杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、杵築市地域公共交通計画に基づき、地域公共交通に関する現状把握、住民ニーズ及び交通事業者等の意向把握を行うとともに、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築に向け、令和9年度に策定予定の杵築市地域公共交通計画に反映するための「杵築市地域公共交通利便増進実施計画（案）」を作成することを目的とする。

2 業務名

杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

4 対象地域

大分県杵築市

5 業務内容

(1) 地域公共交通に関する現状把握

国土数値情報、GTFS データ、公共交通利用実績、収支状況その他各種統計データ等を活用し、地域公共交通の現状把握及び課題整理を行う。

(2) 住民アンケート調査

住民の公共交通利用実態や現状のサービスに対する評価、今後の公共交通サービスに対する意向等を把握するために、市内の住民を対象にアンケート調査を実施する。

配布対象は、2,000 世帯程度とし、郵送によりアンケート調査票を配布し、郵送又はWEB による回収とする（調査対象者が返信用封筒を用いた回答もしくはWEB での回答を選択できる形とする）

役割分担表

発注者	受託者
調査項目の検討及び決定	調査項目の検討及び提案
発送用封筒、依頼文、調査票、返信用封筒の承認	発送用封筒、依頼文、調査票、返信用封筒の作成
	WEB 回答ページの作成

	発送用封筒、依頼文、調査票、返信用封筒の印刷
対象者抽出方法の検討及び決定	対象者抽出方法の検討及び提案
対象者抽出及び宛名ラベルの印刷	宛名ラベルの提供及び発注者が印刷した宛名ラベルの受け取り及び発送用封筒への貼付け
料金受取人払い申請の郵便局手続き	調査票の発送及び発送にかかる費用の支払い
返送された調査票の受け取り及び受託者への引き渡し	調査票の返送に係る費用の支払い
	調査データ入力、集計、分析の実施

（３）関係者へのヒアリング調査

公共交通事業者、交通関係機関、庁内関係課等を対象にヒアリング調査を実施し、地域公共交通の現状や課題、今後の方向性について整理する。

（４）住民意見交換会の開催

地域公共交通に関する住民ニーズや地域課題を把握し、持続可能な地域公共交通の構築に向けた意見を収集するため、市内において住民意見交換会を開催する。

開催回数及び実施方法については受託者の提案を踏まえ、本協議会と協議の上決定する。

なお、会場の確保、参加者の募集及び資料印刷は本協議会が行う。

（５）杵築市地域公共交通利便増進実施計画（案）の作成

各種調査結果及び分析結果を踏まえ、令和９年度に策定予定の杵築市地域公共交通計画との整合を図ることを前提とした「杵築市地域公共交通利便増進実施計画（案）」を作成する。

また、計画（案）の内容を分かりやすく取りまとめた概要版を作成する。

（６）杵築市地域公共交通活性化協議会等の運営支援

杵築市地域公共交通活性化協議会の開催支援を行う。協議会は３回程度の開催を想定し、会議資料の作成、会議への出席、議事録の作成その他協議会の運営に必要な支援を行う。

打合せ協議は初回、中間時、成果品納入時の３回とし、必要に応じてWEB等も活用しながら適宜協議を行う。

6 成果品

業務報告書	1 部
杵築市地域公共交通利便増進実施計画（案）	1 部
杵築市地域公共交通利便増進実施計画（案）概要版	1 部
アンケート調査結果報告書	1 部
電子データ一式（Word、Excel、PDF 等の編集可能なデータを含む。）	

7 その他業務にあたっての留意事項

（1）法令等の遵守

受託者は、本業務実施に当たり、関連する法令等を順守しなければならない。

（2）秘密の保持

受託者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本協議会に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

（3）所有権等

成果品の所有権、著作権、利用権は、本協議会に帰属するものとする。

（4）業務の保証

業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は、受託者の負担とする。

（5）参考資料等の貸与

本協議会が貸与する資料等について、受託者に無償で貸与するが、業務完了後、速やかに返却すること。

なお、万一、資料等に損害を与えた場合は、受託者が責任を持って修復を行うこと。

（6）参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

（7）協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本協議会と協議を行うこと。

(8) 業務成果の位置付け

本業務で作成する「杵築市地域公共交通利便増進実施計画（案）」は、令和9年度に策定予定の杵築市地域公共交通計画へ反映するための原案として位置付けるものであり、本業務において法定計画として決定するものではない。

また、利便増進計画（案）は、令和9年度に実施する地域公共交通計画策定業務において、関係機関との協議や必要な修正・追加を行った上で、地域公共交通計画と一体的に策定する予定である。

8 連絡先・問い合わせ先

杵築市地域公共交通活性化協議会事務局

（杵築市協働のまちづくり課 地域交通係内）

〒873-0001

大分県杵築市大字杵築377番地1

電話：0978-62-1814（直通）

E-mail machidukuri@city.kitsuki.lg.jp